

「こども性暴力防止法」の施行に伴う本学の対応について

こどもを性暴力から守り、その心身の安全を確保することを目的として、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）」（通称：こども性暴力防止法）が、令和8年12月25日に施行される予定です。施行日以降は、小・中学校や高校並びに保育所などの“こどもへの教育・保育などを行う事業者”（以下「学校設置者等」）に対して、児童等※への性暴力を防止するための措置を講じることが義務付けられます（教育・保育等の業務に従事する者に、特定性犯罪前科の有無を確認するなど）。

これに伴い、本学の教職課程における教育実習や、こどもと接するインターンシップ及びボランティア活動などの諸活動（以下「実習等」）へ参加する学生にも影響が生じることから、法律の内容を十分にご理解いただいたうえで、出願及び入学のご検討をお願いします。

※ 児童等とは、幼児、小学生、中学生及び高校生等となります。

1. 実習等を行う前の犯罪事実確認について

実習等を行う前に、学校設置者等から、法律に基づく犯罪事実確認（戸籍情報等の提出）が求められる可能性があります。この手続きを通じて特定性犯罪前科が確認された学生は、実習等を行うことができません。

2. 前項1に該当し、教職課程における教育実習ができない場合について

- ① 教育実習を行うことができない場合は、教職課程を修了して大学等を卒業することにより得られる教員免許状の取得要件を満たすことができません。
- ② 教育実習が卒業のために必須の科目となっている場合（本学では学校教育学科）は、卒業要件を満たすことができません。

3. 本学入学時または入学後に提出が必要となる書類について

法律の趣旨を理解していただくため、入学手続きの際には①の同意書をご提出いただき、また、実習等を行う前には②の誓約書をご提出いただきますので、ご承知おき願います。

- ① 同意書の提出（上記1・2に関する同意）
- ② 誓約書の提出（特定性犯罪前科がないことについての誓約）

（参考）本法律や制度の詳細は、[こちら](#)をご覧ください。

（こども家庭庁 ホームページ「こども性暴力防止法」）

本件に関する問い合わせ先

都留文科大学 経営企画課 入試担当
電話：0554-43-4341(内線209、245)